

# 令和5年度 福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）

## 留意事項

福島県県南地方振興局

### 1 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応について

- (1) 「新しい生活様式」の実践等、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を踏まえ、事業計画を作成すること。
- (2) イベント等を実施する事業にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響が続くことも想定し、当初予定したとおりに事業が実施できない場合の対応等について事業計画に記載すること。

### 2 採択について

- (1) 採択に当たっては、要領及び採択方針に定めるもののほか、以下の視点を加味し総合的に判断する。
  - ア 具体性  
目的達成のために明確で妥当な目標が定められており、成果が期待できる事業。
  - イ 発展性・継続性  
次年度以降の取組についてステップアップが見込める事業や補助金交付終了後も継続できる事業。
  - ウ 連携・協同性  
行政や関係団体と連携や協力をしながら進める事業。
- (2) 単発のイベントなど、事業の効果が一時的かつ地域的に限定される事業は、補助対象外とする。

### 3 事業主体について

- (1) 民間団体が実施主体となる場合においては、市町村等の関係機関及び他の民間団体との連携が図られていること。
- (2) 事業実施に関して団体内部での合意形成が図られていること。
- (3) 実行委員会等について、市町村が事務局となる場合においては、会計を明確に区分するなど、実質的に当該市町村とは違った民間団体としての性格を有していること。

### 4 経費について

- (1) 備品購入や施設整備など資産の形成につながるものについては、次の要件を全て満たす場合で、かつ費用対効果が高いと判断される必要最低限のもののみ認める。
  - ア 当該施設等の活用について明確な事業計画が策定されていること。
  - イ 将来にわたって適正な管理及び効率的な使用が確保できることが確実なこと。
  - ウ 備品購入については、当該備品の使用頻度が高く、リース又はレンタルする場合よりも経済的であること。
  - エ 施設整備については、公共施設等既存施設の活用が困難であること。
- (2) 食事代は、イベント等の当日の講師、スタッフ分の昼食代のみ対象とする。

### 5 収入について

負担金や協賛金などの収入が発生する場合は、収入額を確認できる書類を備えておくこと。

《参考》地域創生総合支援事業（サポート事業）要綱等抜粋

◎福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金交付要綱

別表第一 補助対象経費

経費区分	内 容
1 報償費	指導又は助言等を行う専門家等に対する謝金、コンクール等入賞者に対する表彰に係る経費（ただし、賞金を除く）
2 委託料	ホームページ制作委託料、市場調査委託料等
3 工事請負費	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物等の移転等に要する経費
4 備品購入費	機械装置及び設備等の購入費
5 諸経費	旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他補助事業に必要な経費として知事が認めた経費

注1 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。

- (1) 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- (2) 他からの転用が可能と認められる機械装置等
- (3) 対象となる事業の終了後、当該事業以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
- (4) 人件費（ただし、臨時に雇用される者の賃金を除く。）
- (5) 補助事業者の打合せ会議等に要する食糧費
- (6) 物販を行う場合、商品の仕入れにかかる経費
- (7) 印刷物等を販売する場合の印刷製本費
- (8) 敷金等の後日返金される経費
- (9) 設計費（ただし、市町村枠及び過疎・中山間地域活性化枠の場合を除く。）
- (10) 補助対象事業のみに使ったか明確に切り分けできない経費

注2 補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日の属する年度の事業着手日から当該年度の3月31日までの期間とする。

◎地域創生総合支援事業(サポート事業、県戦略事業)の事務取扱いについて

3 対象事業について

- (1) 他に利用できる補助、起債等の有無を十分確認し、これらの制度がある場合には、これらを優先させること。
- (2) 補助の期間は、原則として1年であるが、次のいずれかに該当する場合で、特に必要と認められる事業については、3か年を限度に継続を認めることができるものとする。  
ただし、事業決定は、単年度ごとに行うものであり、次年度以降の事業決定を約束できるものではないこと。  
ア 単年度では完了しない継続事業など、明確な事業計画のある発展的な事業  
イ 前年度より補助金依存度が低下するなど、自立に向けた取組みが明確に認められる事業  
ウ 前年度に顕著な事業効果が認められ、更なる発展性が見込まれる事業
- (3) 各種団体及び施設に係る運営費に対する補助は対象としないこと。ただし、過疎・中山間地域活性化枠（収益事業（スタートアップ支援事業））については、事業に要した経費が明確に区分できる場合のみ対象とする。
- (4) 他の補助事業に対するかさ上げ補助は対象としないこと。
- (5) 市町村等に対する財政援助的補助は対象としないこと。（ただし、市町村枠の場合、別に定める。）
- (6) 既定事業の単なる財源振替補助は対象としないこと。（ただし、市町村枠の場合、別に定める。）
- (7) 地域振興に関する目的が不明確と認められる事業は対象としないこと。
- (8) 実施主体の営業活動との区別が不明確な事業は対象としないこと。（過疎・中山間地域

活性化枠（収益事業）を除く）

- (9) 事業の主要部分を他に委託する事業や物品購入費が中心となった事業は対象としないこと。ただし、過疎・中山間地域活性化枠（集落等活性化事業）に係るものを除く。また、市町村枠において、市町村から外部団体に委託することが有効である場合など、やむを得ない場合を考慮し対象とすることができる。
- (10) 不動産及びその従物の取得を伴う事業については、施工管理費、工事請負費及び備品購入費を対象とすること。ただし、市町村枠及び過疎・中山間地域活性化枠（集落等活性化事業）については、設計費も含む。
- (11) 事業執行により財産が取得される場合は、その適正な管理を行うこととし、適正な管理が見込めない事業は対象としないこと。
- (12) 事業内容が一部ステップアップしている場合でも、事業の主要な部分が同じような内容の事業は継続事業として取り扱うこと。
- (13) サポート事業の一般枠の補助を受けていた事業で、過疎・中山間地域活性化枠（集落等活性化事業）の補助を受けようとする場合については、継続事業として取り扱うこと。
- (14) 協定団体が補助事業者となる場合は、実質として個人や家族経営への補助とならないよう団体の状況を確認すること。